

青森県報

第四千四百六十一号

平成三十年
六月十一日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課)……………一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同)……………一
- 特定行為業務の登録……………(同)……………二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課)……………二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同)……………二

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課)……………二
- 右 同……………(同)……………三
- 右 同……………(同)……………三
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域県民局)……………三
- 右 同……………(三八地域県民局)……………三
- 右 同……………(西北地域県民局)……………四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(環境保健センター)……………四

告

示

青森県告示第四百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名	指定居宅サービス事業者	
	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類
社会福祉法人信青会	西津軽郡深浦町大字広戸字家野一四八の二	短期入所生活介護
名 称	短期入所生活介護	居宅サービス事業を行う所
	短期入所生活介護	
所 在 地	西津軽郡深浦町大字広戸字家野一四八の二	指 定 年 月 日
		平成三十・六・一

青森県告示第四百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名	指定介護予防サービス事業者	
	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類
社会福祉法人信青会	西津軽郡深浦町大字広戸字家野一四八の二	短期入所生活介護
名 称	短期入所生活介護	居宅サービス事業を行う所
	短期入所生活介護	
所 在 地	西津軽郡深浦町大字広戸字家野一四八の二	指 定 年 月 日
		平成三十・六・一

青森県告示第四百四十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一三四
登録年月日	平成三〇・五・三
氏名又は名称	医療法人メデイカ テルフロ
住所	八戸市大字八幡字大樋田一の四
事業名称	サポーター
所在地	八戸市大字八幡字大樋田一の四
業務開始年月日	平成三〇・六・一
備考	サービス付き高齢者向け住宅

青森県告示第四百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	株式会社 ふあみりあ	主たる事務所の所在地	五所川原市大字中泉字田川二〇の二	障害福祉サービスの種類	重度訪問介護	障害福祉サービスを行う事業所	訪問介護 ふあみりあ	所在地	五所川原市大字高野字北原二二の二	指定年月日	平成三〇・六・一
名称	株式会社 ふあみりあ	名称	訪問介護 ふあみりあ	名称	訪問介護 ふあみりあ	名称	訪問介護 ふあみりあ	名称	五所川原市大字高野字北原二二の二	名称	〃

青森県告示第四百四十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	横田 貴志	勤務する病院等	弘前大学医学部附属病院	診療科目	循環器内科（心臓機能障害）	指定年月日	平成三〇・六・一
氏名	横田 貴志	勤務する病院等	弘前市大字本町五三	診療科目	〃	指定年月日	〃

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、下長地区の県営土地改良事業（農地耕作条件改善事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 平成三十年六月十二日から同年七月九日まで
- 三 縦覧の場所
 - 八戸市庁

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、下長西部地区の県営土地改良事業（農地耕作条件改善事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年六月十二日から同年七月九日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、五戸東地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年六月十二日から同年七月九日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山谷工務店

二 氏名 山谷繁

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字袋字富山六〇の四

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第二〇〇七〇四号

五 取消年月日 平成三十年五月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社角地住設

二 代表者の氏名 角地由紀子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字赤保内字外平二三の二八一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一三六六〇号

五 取消年月日 平成三十年五月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年四月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 拓興業株式会社

二 代表者の氏名 三上康拓

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字末広町二九の七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第四〇〇三四六号

五 取消年月日 平成三十年五月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成三十年五月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年六月十一日

青森県環境保健センター所長 工 藤 隆 治

一 物品等の名称及び数量

誘導結合プラズマ質量分析計の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境保健センター

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年五月十六日

五 落札者の名称及び住所

みちのくリース株式会社

六 青森市橋本一丁目四の一〇

六 落札金額

三百三十六万四千二百円

七 落札者を決定した手続

賃貸借物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年四月二日

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭